

平成24年3月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成24年3月6日（火）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成24年第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成24年3月6日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第11号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第12号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第13号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第4 議案第14号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第5 議案第15号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第6 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員
委員	大田勝義	議員	委員	小島真由美	議員
〃	上	疆	〃	神武綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	井上和雄
市民課長	原野敏彦	環境課長	濱本泰裕
人権政策課長	森田良一	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	平田良富	保健センター所長	中島俊二
国保年金課長	坂口進	子育て支援課長	小嶋楨二
人権政策課男女共同参画推進係長	前田米子		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	茂田和紀		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆様、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第11号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第11号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 議案第11号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

本市の乳幼児医療費は、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、福岡県が作成しております「県費補助金交付要領」及び「乳幼児医療費支給制度事務取扱要領」の規定に基づき、乳幼児医療費の助成を行っております。

福岡県の基準では小学校就学前までを対象としていますが、今回、市単独事業として、入院について対象年齢を小学校3年生まで引き上げ、医療費の助成拡大を行うため条例の一部改正を行うものでございます。

詳しい説明につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。条例改正新旧対照表の11ページをお開きください。

第1条は、対象年齢の引き上げにより「乳幼児」を「子ども」と字句を改正するもので、第2条は医療保険各法をア、イ、ウで箇条書きに改めるものでございます。

第3条は、乳幼児と同じく、県の規定に基づき重度障がい者、ひとり親医療の助成を行っておりますが、対象年齢の引き上げに伴い重度障がい者、ひとり親医療と重複する場合、重度障がい者、ひとり親医療が優先することになりますので、対象から除く規定でございます。

第4条は自己負担額の規定ですが、小学生、児童にあつては重度障がい者の規定に準ずるもので、第5条以下は「乳幼児」を「子ども」と字句を改めるものでございます。

なお、新旧対象表の最後の15ページに「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表」を載せておりますが、太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例に乳幼児医療の文言がありますので、一部改正については乳幼児医療費の支給に関する条例の附則によって改正を行っております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 実施が平成24年7月1日からということですよ。平成24年度は大体、小学3年生まで拡大した部分でどのくらいの金額だったのでしょうか。説明を受けたと思うんですけど、ちょっと忘れたんで。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 小学校3年生までで対象者は約2,100人おられますので、予算としましては平成24年度予算で500万円を計上しております。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 年間でいくと、一年間で通すとどのくらいになるんかね。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 今回は7月からの実施予定でございまして、9カ月分として500万円でございますので、その割合からいきますと600万円、700万円ぐらいになるのではないかと想定しております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第12号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第2、議案第12号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 議案第12号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

お手元に配付しております資料に基づきまして、概要をご説明させていただきたいと思いません。

まず、資料2のほうから先にご説明させていただきます。「第1号被保険者の保険料基準額の算定」というものでございます。こちらをごらんください。

一番上の表1に、第1号被保険者数を記載しております。これは見込みでございますけれども、現在、2月末で第1号被保険者が1万5,308人というふうになっておりまして、今後の見込みとしまして平成24年度に1万6,000人、平成25年度には1万6,803人、平成26年度には1万7,690人と増加するものと予想いたしました。

この予想人口を基礎に介護サービス費の伸びを想定した結果、表2になります。標準給付費見込額、一番上になります。平成24年度に約39億円、平成25年度に約41億円、平成26年度には約43億円と見込んでおりまして、この3年間の計画期間内で約123億円の標準給付費を見込みました。

基本的にはこれに、この下の地域支援事業費という分を加えまして、これが2億3,000万円ほどありますけれども、これを足した分の21%が第1号被保険者、65歳以上の方なんですけれども、そちらの方が負担するという計算になります。

給付費上昇の理由としましては、高齢者人口の伸びに伴う介護サービス利用者の増のほかに、地域区分というものが「その他」から「乙地域」になったことにより3%アップ、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が、給付費全体の20%だったものが21%に、人口構成割合に応じて変更されたことも原因の一つと考えられます。

これらから計算しますと、当初基準額で5,000円を超える試算となりました。そこで、ここから保険料の上昇を最低限に抑えるため、表3の6段目になります。県に拠出してございました財政安定化基金の一部である約1,800万円、それから同じく表3の5段目になります。給付費支払準備基金を3年間で9,000万円充当することにより、保険料の上昇を一部抑えました。

その結果、3年間の保険料収納必要額、表3の一番下になります。28億2,408万1,967円となりまして、これを被保険者数で割りましたら、表4の中段でございます。一人当たり年間で5万8,012円、月額で4,834円という算定になりました。

以上の結果をもとに、次に資料1、A3判をごらんください。「第5期介護保険料（平成24年度～平成26年度）の設定について」という表題のものでございます。

(1) 所得段階別介護保険料の表について、まずご説明いたします。

一番左が段階区分でございます。第1段階から第10段階まで。その右が新たな第5期の保険料月額と年額を記載しております。その右が4段階の基準額に対応する各階層の負担割合でございます。したがって、例えば第4段階が100%といたしましたら、第1段階はそれの49%ということになります。その右が各段階の説明、その右がそれぞれの段階の見込人数でございます。

そして、その右が第4期、現在の保険料の月額と年額を記載しております。その右に第4期と第5期の比較での上昇額、月額、年額、それから上昇率を記載しています。

現在の第4期では第1段階から第8段階までで、4段階の特例を設けまして、8段階9区分としておりました。第5期からは第1段階から第10段階までとし、新たに3段階の特例を設けまして12区分といたしております。これは、第4期において、課税世帯の非課税者の区分である4段階の細分化が継続して可能となったこと、非課税世帯の非課税者の区分である3段階も細分化が可能となったこと、これらを採用して細分化いたしまして、低所得者の負担に配慮した保険料設定といたしました。

また、第4期まで500万円以上所得がある方は最高料率の納めていただいておりますが、今回新たに700万円以上の所得の方と、900万円以上の所得の方の段階を設定し、保険者の負担能力に応じた設定としたところでございます。

このような条件をもとに保険料の設定を行いまして、基準額である第4段階の保険料が、第4期では4,440円だったものが4,830円と390円、率にいたしますと8.8%の上昇という結果になりました。

(2) 介護保険料の期別推移でございます。

平成12年度から始まりました介護保険制度、第1期では月額2,770円でしたが、その後、第2期で980円増の3,750円、第3期で530円増の4,280円、第4期で160円増の4,440円、そして今回の第5期で390円増の4,830円となりました。

(3) 参考 筑紫地区および近隣市の動向を、現段階でわかる範囲で記載しております。

近隣市の状況をみますと、太宰府市、筑紫野市、春日市はほぼ同じような保険料でございますが、大野城市と那珂川町が少し高くなっております。全国の保険料の状況は未確定ですが、見込みの段階では相当な上昇が見込まれております。

今ご説明した保険料設定を条文化したものが、今回の介護保険条例の改正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 資料2の表3で、これから3年間の準備基金取崩額と財政安定化資金取崩額というのが出ているんですけども、第4期の取崩額がわかればお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 申し訳ございません、第4期の資料はちょっとございませんけれども、第4期最終の取り崩しを今回の補正で計上してございまして、それを加えますので……申し訳ございません、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。済みません。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

(神武綾委員「はい」と呼ぶ)

○委員長(小柳道枝委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員(神武綾委員) 反対の立場で討論します。

今回の改正で負担増の額が、住民税が世帯非課税で、年金収入額と合計所得額を合わせた額が80万円を超え120万円以下の方が年間840円の増、それから住民税が課税されている方で、合計所得金額200万円以上300万円未満の方が6,000円、300万円以上500万円未満の方が6,960円と、低所得者層への対策がとられておりますが、全階層で負担が増える構図であり、市民への影響は大きいと考えております。

合計所得額に対しての割合も、120万円の方で2.3%ですが、500万円の方で1.7%となり、合計所得額が多い人ほど負担が軽くなるという仕組みに変わりはありません。

以上のことから、条例改正に関しましては反対の立場をとらせていただきます。

○委員長(小柳道枝委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時05分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第13号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第3、議案第13号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

なお、歳出の説明に当たっては、関連する歳入など同時に説明したほうがわかりやすい項目が

ある場合については、あわせてご説明をお願いいたします。

それでは補正予算書14、15ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3款1項1目社会福祉総務費、特別会計関係費の国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金の補正につきましては、軽減措置をした国民健康保険税や、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県から負担金の交付を一般会計で受け、国保特別会計へ繰り出す法定繰出金でございますが、繰出額が確定しましたので1,391万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

追加補正1,391万2,000円の財源でございますが、8ページをお開きください。

補正財源のうち国の負担につきましては、14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金で55万1,000円、次に県の負担金は、10ページの15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金に988万4,000円をそれぞれ計上しております。

14ページ、15ページに戻りまして、同じく28節繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金は、年齢構成や病床数などによって、一般会計から国保特別会計へ繰り出す財政安定化支援事業費が確定しましたので、それに伴い1,876万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 進みます。

次に、3款1項2目老人福祉費について、説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 3款1項2目老人福祉費、細目026特別会計関係費370万9,000円について、ご説明させていただきます。

28節介護保険事業特別会計介護給付費繰出金につきましては、平成24年度からの介護保険法改正に対応するための電算システム改修費用の、一般会計での負担分でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項3目保育所費について、説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 3款2項3目の細目013その他の諸費、13節委託料、電算委託料の70万4,000円でございますが、今回の補正につきましては、平成22年度税制改正によりまして、

平成23年1月分所得税から0歳から15歳までの年少扶養控除38万円の廃止が行われております。

保育料の算定につきましては、所得税、個人住民税等と連動しております関係で、扶養控除がなくなると所得税がその分増えるため、保育料についても負担増となることから、平成23年7月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名によりまして「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という表題で、保育料の算定に当たっては、扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応するように、との通知がっております。扶養控除廃止による影響を受けます平成24年度以降の保育料におきまして、扶養控除の見直しによる影響が生じないように、今までどおり扶養控除廃止前の旧税額をもとに保育料を計算するように、電算システムを改修するための費用をお願いするものです。

これにつきましては歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。

上から太枠で二枠目となります。15款2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の地域子育て活動支援費補助金70万4,000円でございますが、福岡県からの100%補助を受けまして、歳出金額と同額を補正計上させていただいております。

続きまして、補正予算書の5ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正、追加の上から2段目となります。3款民生費、2項児童福祉費、保育所電算システム改修事業70万4,000円でございますが、扶養控除廃止により影響を受けます平成24年度分保育料が対象となることから、4月に入りましてシステム変更、動作確認等を行う関係から、年度内の3月31日までに事業が完了いたしませんので繰越明許費補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） システム改修についての委託料ということなんですけど、県からの補助金ですね、地域子育て活動支援費補助金を充てるというのは、内容から言ってどうなのかなというふうに思ったんですけど、こういう使い方も問題ないということですか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 平成23年度分について県のほうに補助申請をして、交付決定通知があった分でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) それでは再度、当委員会所管分全般について、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで説明、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第13号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時25分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第14号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第4、議案第14号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書20ページから25ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(坂口 進) 補正予算書の21ページをお開きください。

今回の補正につきましては、3,267万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を75億1,592万5,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。24ページをお開き願います。

まず歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正ですが、執行状況等を参考に今後の収支見込みを算定しましたところ、1月末の支払額が前年同期より約2%伸びており、さらにインフルエンザの流行も懸念され、今後の支払見込額に対し現予算では不足が見込まれますので、不足額3,267万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の補てん財源でございます歳入の説明をさせていただきます。

8款1項1目一般会計繰入金の補正でございますが、一般会計繰入金は、世帯の人数と所得に応じて実施しております保険税の軽減や、低所得者を多く抱える保険者への支援を目的として、

国、県からの補助金を一般会計で受け、国保特別会計へ繰り出す規定による繰入金でございまして、交付決定通知書に基づきまして、1節の保健基盤安定制度繰入金の保険税軽減分を1,281万2,000円、2節保険者支援分を110万円、それぞれ追加補正を行うものでございます。

同じく3節財政安定化支援事業繰入金は、保険税の負担能力や高齢者の割合によって繰入基準が算定されるもので、交付決定通知書に基づく現予算との差額1,876万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時29分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、議案第15号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

補正予算書26ページから35ページでございます。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 27ページをごらんください。

平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計、補正第3号、保険事業勘定について、ご説明させていただきます。

今回は、歳入歳出それぞれ2,256万3,000円を追加いたしまして、総額を39億7,791万5,000円にするという補正でございます。

まず補正予算書34、35ページ、歳出のほうから説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、細目002庶務関係費、13節委託料656万3,000円については、平成24年度からの介護保険法改正に対応するための電算システム改修費を計上しております。

財源につきましては、補正予算書32、33ページ、1 枠目の 2 款 2 項 7 目、国の介護保険事業費補助金と、2 枠目の 6 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金で対応しております。

戻りまして、34ページ、35ページの 2 款からの介護給付費についてご説明いたします。

平成23年度の決算状況見込みをしましたところ、各サービス費で過不足が生じました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費で6,500万円の不足が見込まれております。

続きまして、5 目の施設介護サービス給付費は、昨年度よりは増えておりますが、当初の見込みより少なくなる見込みということで4,000万円の減。

9 目の居宅介護サービス計画給付費、いわゆるケアプラン作成費でございますが、これも当初の見込みよりも少ないということで900万円の減とさせていただきました。

続きまして、2 款 4 項 1 目高額介護サービス費につきましては、900万円の不足。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費につきましては、これも増えてはいるんですが見込みよりは少ないということで、900万円の減といたしました。

財源につきましては、補正予算書32、33ページの 3 枠目の 6 款 2 項 1 目基金繰入金で対応しております。先ほど神武委員からのご質問に関連しますが、ここで基金繰入金として1,600万円増額しまして、平成23年度の基金繰入金は合計で5,192万5,000円という予定になっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 質疑じゃないんですが、900万円という数字が3カ所も出てくるよね。これが不思議ではないんですが、組み替えたわけでもないし……今説明があったように組み替えじゃないんですよね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） それぞれの給付費を見込みまして、これはあくまで、たまたまこの数字になっております。

（上疆委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 1 款 1 項 1 目の介護保険システム電算委託料なんですけれども、先ほどの保育料と同じで、保険料改定の分でのシステム変更ということだと思うんですが、この委託先というのはどちらかわかりますか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 株式会社日立システムズでございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

○委員長（小柳道枝委員） 日程第6、請願第1号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願」を議題といたします。

紹介議員がおられますので、補足説明等がございましたらお願いいたします。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 追加で説明させていただきます。

今回の引き下げに関しましては、自公政権下で引き下げを行わなかったものを、今になって行う内容であります。一度引き下げないと決めたことを、政権が変わって引き下げるとするのは、多くの方が納得できないことだと思います。

今回の2.5%の引き下げの内容ですが、初年度、今年の10月に0.9%、それ以降、2013年4月に0.8%、2014年4月に0.8%減の計画ですけれども、4月からは物価スライドによって0.8%減になることが決まっておりますので、高齢者の方も若い方も二重の減額となります。これほどの年金水準の引き下げを単年度で行うのは、今回が初めてだということです。

請願者に確認いたしましたが、添付している意見書の案文の修正は議会の考えを尊重するとおっしゃっておりますので、ぜひ請願を採択して、意見書の提出を重ねてお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） それでは、本請願について質疑、ご意見はございませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 先ほど言われた請願の変更って言うんですか、それはどういうふうな形になるのか、よくわからないんですよ。変更される、変更も可能だということを言われましたね。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 請願の内容ではなくて、意見書の内容について、今、項目を公的年金の2.5%削減は行わないこととしておりますけれども、追加や修正があれば、それに応じたいという事ですので、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 質疑、意見もないようですので、これから討論、採決を行います。討論はございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） おおむね賛成の立場から意見を申し上げますけれども、今回この意見書の修正を求めます。

公的年金の2.5%削減を行わないことだけでは不備があり、これは日銀と政府の金融緩和と財政改革の、両方一体の改革なくして、この意見書というのはいはり不備があるということで、「景気経済を回復させ、デフレを脱却し、緩やかな物価水準（上昇）を確保すること。」といった内容を、修正として2項目めに入れていただけたらと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 意見書案につきましては、後ほど協議したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

〈採択 賛成4名 反対1名 午前10時40分〉

○委員長（小柳道枝委員） ただ今、採択いたしました請願第1号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 先ほど申しましたが、この段階で意見を出すんですね。済みません。

先月、日銀が金融政策決定会合で、デフレ脱却に向けた中長期的な物価安定のめどということで、その影響もあり日経平均も9,500円を挟むような状況で、ただ上値もまだ重たい状況なんです。この景気経済を回復させることが前提となった公的年金の削減といった形になりますので、この意見書の中に先ほど申しました景気回復の、政府の対策ということを盛り込んでいただけたらと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 先ほど小島委員からご意見がありました。そこで、内容の修正を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前10時55分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お手元に修正後の意見書案を配付しておりますが、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、お諮りいたします。

意見書については、ただ今協議したとおりとすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

次に、提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

（高齢者支援課長平田良富「委員長」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 先ほど介護保険条例の一部を改正する条例の審査の中で、神武委員からご質問いただいておりました件について、回答させていただきます。

介護保険給付支払準備基金からの第4期での繰り入れはいくらかというご質問でございました。実質、平成21年度が2,000万円、平成22年度が3,198万9,000円、平成23年度が、これは予定でございますけれども、5,192万5,000円。合計いたしまして1億3,914万円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員、よろしいでしょうか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

（国保年金課長坂口進「委員長、済みません」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 先ほど乳幼児医療費の支給に関する条例改正の説明をさせていただきましたけれども、条例改正新旧対照表の中に一部字の誤りがあった部分につきまして訂正させていただきます。

ページは、新旧対照表の13ページで、第5条第2項に「公募」とございますが、「公募」の

「募」は誤っておりました。

議案書のほうは間違いなく「公簿」ということになっております。

申し訳ございませんでした。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時33分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 24 年 3 月 31 日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝